

**令和6年度
特定施設入居者生活介護の公募概要**

整備年度	令和6年度(令和7年7月1日までに開設)
公募定員数	特定施設入居者生活介護 定員100人分
整備対象	令和6年4月1日時点で老人福祉法第29条の届出を行っている有料老人ホーム又は高齢者の居住の安定確保に関する法律第5条の登録を受けているサービス付き高齢者向け住宅が特定施設入居者生活介護の指定を受けるための整備計画 ※令和6年4月2日以降に地位承継により設置者の変更を行ったサービス付き高齢者向け住宅は対象としない
対象圏域	市内全域
設置者	法人であること 介護保険法第70条第2項各号(又は法第115条の2第2項各号)に該当しないこと
同一法人の計画数	1法人につき1事業所の整備計画のみとする
提出書類	① 「特定施設入居者生活介護公募申込書作成要領」を確認のうえ、添付資料チェックシート、公募申込書、施設概要調書、その他添付資料等を提出すること ② 公募申込書の様式及び添付書類は、次のホームページからダウンロードすること 指定の様式がない場合は、任意様式で作成すること https://www.city.saitama.lg.jp/005/001/008/p042193.html
提出期限	令和6年8月30日(金)17:15(厳守) ※事前に電話連絡(提出日の一週間前まで)の上、窓口提出すること(郵送不可) ※公募申込書の提出は2名までで行うこととし、そのうち最低1名は運営法人の者とする
提出部数	8部(正本1部、副本7部) 副本は9月末までの提出を可とする
受付窓口	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市福祉局長寿応援部介護保険課 事業者係 施設担当 TEL 048-829-1265 FAX 048-829-1981
選定基準	別紙「審査選定基準」とおり ※審査選定基準の基準点(満点140点の60%である84点)未満の計画は、選定対象外とする ※審査選定基準のオ「減点」の採点内容「一般居室の床面積」及び「入居一時金」について審査基準に満たない場合は選定対象外とする ※公募定員数を上回る応募があった場合、審査選定基準の合計点数が上位の計画から選定するものとし、選定した計画の合計定員数が公募定員数に、より近似する計画までを選定する ※提出書類に虚偽等がある場合は申請を無効とし、選定後において虚偽等が判明した場合は選定を無効とする
留意事項	① 選定された施設は、関係法令等に基づく必要な届出の手続きを速やかに完了するとともに、令和7年7月1日までに、特定施設入居者生活介護の指定を受けること ② 令和7年7月1日までに指定が受けられないもの(早期に事業の実現が見込まれるものの、自然災害など事業者の事由によらないやむを得ない事情により、届出等が遅れたものは除く。)、公募申込書の提出後に計画内容を変更するものについては、選定を取り消す場合がある ③ 申請後及び選定後にやむを得ない事由等で辞退する場合は、辞退理由を明記のうえ、辞退届(任意様式)を提出すること ④ 申請に係る費用等は全額事業者負担とする